

伊那弥生ヶ丘高等学校同窓会会則

第1条 本会は、伊那弥生ヶ丘高等学校同窓会といい、本部を同校内に置く。

第2条 本会は、創立以来本校に在籍した者をもって組織する。

第3条 本会は、母校現旧職員を客員とする。

第4条 本会は、母校との連絡を密にし、会員相互の向上と親睦を図り、兼ねて母校の進展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員名簿の発行
- 3 母校の教育振興及び在校生の後援
- 4 会員の親睦を図るための事業
- 5 周年事業等その他必要と認める事業

第6条 本会は、地域会員親睦のために支部を置く。支部の範囲及び規定は、各支部において適宜定め、本会の承認を得るものとする。

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 本会の会務を統理し、本会を代表する。
- 2 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故のある時はこれに代わる。
- 3 会計・庶務 若干名 本会の会計・庶務にあたる。
- 4 理事 若干名 正副会長の推薦、予算及び事業の審議、決算の承認、その他重要な事項を協議決定する。議決は出席者の過半数をもってする。
- 5 監事 2名 本会の会計監査を行う。
- 6 幹事 1名 学校との連絡調整にあたる。

第8条 本会の役員は次の方法によって会員の中から定める。

- 1 会長 会員の中から理事会において推薦し総会の承認を得るものとする。
- 2 副会長 会員の中から理事会において推薦し総会の承認を得るものとする。
- 3 会計・庶務 会員の中から会長がこれを委嘱する。
- 4 理事 会員の中から理事会において推薦し総会の承認を得るものとする。
- 5 監事 会員の中から理事会において推薦し、総会において決定する。監事は他の役員を兼ねることはできない。
- 6 幹事 学校の同窓会係に委嘱する。

第9条 役員任期は2ヶ年とし、重任、兼任を妨げない。

第10条 母校の校長、教頭を本会顧問とする。その他理事会の推薦による会員を顧問とすることができる。

第11条 本会は、毎年1回定期総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会に付記する事項は次の通りである。

- 1 事業報告
- 2 会計報告

3 事業計画、予算案の承認

4 役員の承認

5 会則の変更

6 その他必要と認める事項

第12条 本会を維持するため会員は会費及び入会金を納入するものとする。

1 入会金は5,000円とし、入学時に納入する。

2 これを維持するために、事務局を設置する。事務局長ほか若干名を置く。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 本会に特に功労のあった会員及び客員に対しては、応分の慶弔を表す。

第15条 改正は、平成22年4月1日から施行する。